

令和元年6月12日(水)
建政部 建設産業第一課

記者発表資料

「関東地方整備局建設業法令遵守推進本部」の 活動結果(平成30年度)及び活動方針(令和元年度)について

推進本部における平成30年度の活動結果及び令和元年度の活動方針についてお知らせします。

1. 推進本部に寄せられた通報件数(平成30年度)

	関東地方整備局(全国比)	全国計
駆け込みホットライン	693件(44.7%)	1,549件
主な通報内容	請負代金の支払い、建設業法違反の疑義に関すること等	

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数(平成30年度)

検査時期	平成30年4月～平成31年3月
検査対象	162社 (参考)全国 734社
検査後の勧告実施	39社 (参考)全国 159社
主な勧告事由	下請代金の支払いに関すること(支払ルールの不徹底) 追加・変更契約に関すること(書面未交付での口頭契約) 下請契約の締結に関すること(工事の着工後・完了後の契約締結)

※上記のほか、関東地方整備局と管内1都8県が合同で、知事許可業者(14社)に対する立入検査も実施しました。

3. 令和元年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

発表記者クラブ	
埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会	
問い合わせ先	
建政部	建設業適正契約推進官 平石 信明 (ひらいし のぶあき) [内線6119] 建設産業第一課長 北 埜 順 (きたの じゅん) [内線6141] 課長 補 佐 関根 正浩 (せきね まさひろ) [内線6144] 電話 048-601-3151 (代表)

令和元年度 活動方針について

－ 関東地方整備局建設業法令遵守推進本部－

関東地方整備局建設業法令遵守推進本部は、2007（平成 19）年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っているが、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、継続的に法令遵守の徹底を図っていくことが重要である。

このため、同本部では、これまでの活動実績も踏まえながら、引き続き法令遵守の徹底を図るとともに、法令違反に対しては厳正に対処していく。

主な活動内容

（1） 各種相談窓口の運営及び当該窓口の活用促進に係る周知

建設業法違反通報窓口である「駆け込みホットライン」及び各種建設業に関する様々な相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を適切に運営するとともに、当該窓口の活用促進に向けた周知活動を実施する。

（2） 立入検査の実施等

各種相談窓口への通報や相談内容、「下請取引等実態調査」の結果、新たに建設業の許可を取得した建設業者、過去に建設業法違反で行政指導等を受けた建設業者の情報等を基に検査対象を選定した上で、建設業法に基づく検査を実施し、併せて以下の各事項の内容についての周知等も行う。

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁関係（下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約の締結を行うこと）
- 下請代金の支払手段に関する内容（下請代金はできる限り現金払いとすること等）
- 検査実施業者ごとに下請業者（知事許可業者等）に対しての関係法令の周知依頼

（3） 建設業取引適正推進月間（11月）の実施について、幅広く周知が図られるよう広報するとともに、関係機関（都県と関係省庁等）との一層の連携強化に努め、建設業法令遵守や建設業行政の動向等の周知・徹底を図る。